

○甲府市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成27年1月26日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に要する添付書類)

第2条 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が行った法第7条の規定による報告に係る建築物の耐震診断の内容が記載された書類であって、当該耐震診断が法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものであることにつき指定評価者（建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有する者として山梨県知事が指定する者をいう。以下同じ。）から証明を受けたものとする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請に要する添付書類)

第3条 省令第28条第2項に規定する規則で定める書類は、法第17条第1項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることにつき指定評価者が証明した書類とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に要する添付書類)

第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることにつき建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が耐震関係規定適合証明書（第1号様式）により証明した書類とする。

2 省令第33条第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める書類は、法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることにつき指定評価者が証明した書類とする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に要する添付書類)

第5条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、法第25条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことにつき指定評価者が証明した書類とする。

(指定評価者が耐震診断に関与した場合)

第6条 指定評価者は、法第7条の規定による報告又は法第17条第1項、第22条第1項若しくは第25条第1項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震診断に関与したときは、当該建築物について、第2条から前条まで（第4条第1項を除く。）に規定する証明をすることができない。

(公表)

第7条 市長は、指定評価者の名称及び主たる事務所の所在地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条及び第6条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に耐震診断を行う建築物について適用する。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果を証するものとして規則で定める書類等)

3 省令附則第3条において準用する省令第5条第4項の規則で定める書類は、同条第1項各号のいずれかに掲げる者が行った法附則第3条第1項の規定による報告に係る建築物の耐震診断の内容が記載された書類であって、当該耐震診断が法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものであることにつき指定評価者から証明を受けたものとする。

4 指定評価者は、法附則第3条第1項の規定による報告に係る建築物の耐震診断に関与したときは、当該建築物について、前項に規定する証明をすることができない。

5 前2項の規定は、施行日以後に耐震診断を行う建築物について適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）
甲 府 市 長

証明者
事務所の名称、所在地及び登録番号
氏名 印
建築士登録番号
電話番号

耐震関係規定適合証明書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定による認定の申請に係る次の建築物が同法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを証明します。

対象建築物に関する事項	1	建築物の名称	
	2	所在地	甲府市
	3	所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	4	用途	
	5	階数	地上 階、地下 階、塔屋 階
	6	構造	造
	7	延べ床面積	m ² （うち特定用途部分の床面積合計 m ² ）
	8	確認済証番号年月日	第 号 年 月 日
	9	検査済証番号年月日	第 号 年 月 日
備考		受付欄	

注 8及び9については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条第1項第2号に該当する場合に限り記載すること。